

特集テーマ「地域政策の時代を創る」

ここに2009年度の岐阜経済大学地域経済研究所による一年間の研究調査活動の成果をお届け致します。

今年度の特集テーマは「地域政策の時代を創る」です。地域政策とは、一言でいえば、地域に暮らす人々、人々の生活・経済活動を支える産業、行政の諸事業が直面する課題を抽出し、その諸要因を分析し、課題解決とより良い状態の地域生活・経済活動、自治体経営を実現するための行政による公共政策ということができるでしょう。

上記の通り、地域政策は地域を対象とする公共政策です。したがって、地域政策はこのように「創る」対象ではなく、中央政府や地方自治体が政策主体となり、計画や予算を決定し、執行するなど権限と財源を用いて取り組む法律上の所与の制度であると理解されてきました。

ところが、2000年の地方分権一括法の施行後の地方分権制度改革への着手と協議の本格化、2004年以降の平成の大合併による主に合併市町村での地域問題の顕在化、2002年から2007年頃まで続く地域経済の好景気等を引き金に、地域政策は中央政府の裁量による行政行為・法制度という方法だけではなくなりはじめました。

特に、全国一律の政策内容や補助率により公共投資・再開発を行ってきた政府の権限が見直され、都道府県や市町村の役割を重視する法改正と中央から地方への権限の移譲が進むようになると、市町村など基礎的自治体や地域住民、市民活動団体（地縁組織からNPO法人までを含む広義の地域公益活動団体）、地域中小企業等の役割が重視され、法制度や条例の制定による新たな地域政策が着手されるようになってきました。また、都道府県は、基礎的自治体では対応困難な広域行政課題を補完する地域政策主体という面が残されたものの、中央政府の地方出先機関とともに道州制に向けて存在自体を解消・再編される対象として地方制度改革の議論の俎上にあげられるようになってきました。

2009年秋、自民党政権が崩壊し、民主党の鳩山政権が誕生するや、民主党がマニュフェストに掲げた「地域主権」の実現に向けた諸改革がはじまり、地域政策の政策主体と政策方法、政策内容にも大きな変化が生まれつつあります。ただし、依然として「地域主権」の実態が曖昧であるため、公害被害や労働災害、大型ダムや空港建設など過去の政財界主導による地域政策の矛盾を棚上げにし、住民や地方自治体に責任を転嫁する危険性への不安が払拭されないまま残されています。さらに、地域という空間が政財界の効率的経済活動の要求課題である道州制という新たな地方政府の行政範囲を規定する対象になるのではないかという不安も、市町村合併の弊害に苦しむ地方自治体や住民、中小企業団体などから懸念材料として指摘を受けています。

このように、2009年度は、リーマンショック後の日本経済・地域経済の大不況下で、新たな地方自治制度改革がはじまり、地域政策をとりまく政策形成条件が大きく転換する一年であつ

たといえます。そこで、本年度の特集テーマは、2009年度が新たに地域政策を創る時代の初年度という意味を込めて設定しました。しかしながら、取り扱うべき研究課題も非常に多く、今年度はこのテーマに向けた研究活動も初年度という位置づけであるといえます。今後、一層の努力をはたし、「地域と共に歩む日本一の地域連携大学」(本学の40周年ビジョンに掲げられた大学宣言)にふさわしい研究活動へと発展させていきたいと思います。

読者の皆様方には、本誌で扱った研究成果をお読みいただいた上で、忌憚のないご講評を賜れば幸いです。

2010年3月

岐阜経済大学地域経済研究所長

鈴木 誠